

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

平成 27 年 5 月 21 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号

2 商業施設の名称及び位置

（仮称）カインズ静岡清水店

静岡市清水区長崎字大池 102 番 1、字五反田 266 番 1

3 意見に係る届出

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出

4 届出年月日

平成 27 年 3 月 18 日

5 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

（1）縦覧の場所

① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））

② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））

③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））

(2) 縦覧の期間

平成 27 年 5 月 21 日から平成 27 年 6 月 4 日まで

(3) 縦覧の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
地元説明会の開催日が住民に周知徹底されていない。	店舗予定地の半径 2km 圏内の朝刊に周知チラシを折込、周知はいたしました。再度の説明会に関しては、自治会長様に内容・方法等、ご相談させていただきます。
年度末の3月31日では出席したくても参加できない。住民のことを考慮し複数日を設けて実施する事が説明会の基本。	条例では説明会は1回開催と規定されており、その規定に準じて開催させていただいた次第です。
学童の通学路が施設の出入口になっているが安全対策は万全か。我々は地域の子供は地域で守るをモットーに交通安全、防犯対策に努めている。	学校にも今後ご挨拶には伺い、相談させていただきますが、通学路注意の注意喚起看板の設置や視距の確保等の安全対策を検討しております。
商売の基本、売りよし、買いよし、地域社会よし、の原則を事業展開に組み入れて欲しい。	了解いたしました。
災害時のボランティアの駐車場の一部を開放（無償提供）。	検討させていただきます。
災害時、地域住民に施設の一部を避難場所として開放して欲しい。	検討させていただきます。
災害時、井戸水の配給に援助を願う。	検討させていただきます。
市道北側より施設に進入の際、右折レーンが短い為、渋滞が懸念される。又、施設北側の近隣住宅に通行の支障が出る。一方通行では日常生活に問題が生じます。	交通検討はこれから進める形となりますので、評価的に渋滞を引き起こす評価となるようであれば迂回誘導等、周辺への交通渋滞を引き起こさないよう検討させていただきます。 市道自体は現状よりも幅員が広がりますので使い勝手は良くなると考えております。また、一方通行の規制は致しません。
地域住民に説明会が周知徹底されていなかった為、再度の説明会を開催して欲しい。	再度の説明会に関しては、自治会長様に内容・方法等、ご相談させていただきます。